

万一の災害に備えるための補償制度に加入したい

.....

農業者が、自然災害や病虫害等によって収穫物等に被害を受けた場合、その損失を補填する農業共済制度があります。

国の法律（農業保険法）に基づく公的な補償制度であり、掛金の一部は国が負担しています。

.....

共済事業の概要は、次のとおりです。

種 類	共 済 目 的	国の掛金 負担割合
農作物共済	水稲, 麦	50～55%
家畜共済	牛, 馬, 豚	40～50%
果樹共済	りんご, なし	50%
畑作物共済	大豆, そば, ばれいしょ, 蚕繭	50～55%
園芸施設共済	特定園芸施設, 附帯施設, 施設内農作物, 撤去費用, 復旧費用	50%
任意共済	建物, 農機具, 保管中農産物	—

加入資格・方法や掛金等は、種類や目的によって異なります。加入申込や詳しい内容照会については、最寄りの農業共済組合へご相談ください。

お問い合わせ先・相談窓口

・宮城県農業共済組合本所	仙台市青葉区上杉一丁目8-10	電話：022-225-6701
" 県南支所	角田市角田字町田113	電話：0224-63-2012
" 宮城中央支所	仙台市宮城野区岩切字昭和東112-3	電話：022-396-3070
" 六の国支所	加美町字矢越226	電話：0229-64-1380
" 大崎支所	大崎市古川東町5-37	電話：0229-22-2141
" 県北支所	登米市迫町森字平柳34-88	電話：0220-22-8411
・宮城県農政部農政総務課 団体指導検査班		
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1	宮城県庁10階	電話：022-211-2754
e-mail:noseisom-d@pref.miyagi.lg.jp		